

箕面市におけるスクールソーシャルワーカーの位置づけ

市教育委員会

- ・教育センター
- ・学校教育室
- ・青少年指導センター
- ・人権施策課
- ・男女協働・家庭支援室など

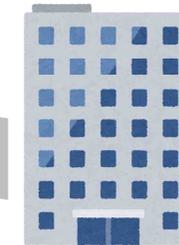


スクールソーシャルワーカー (SSW)



関係機関・地域

- ・福祉事務所 ・警察
- ・民生委員・児童委員
- ・子ども家庭センター
- ・医療機関 ・社会福祉協議会
- ・らいとぴあ21



《役割》

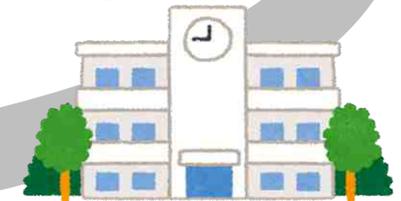
- 要支援児童生徒への福祉的視点に基づくケースワーク業務・支援プランの立案
- 校内の支援体制の構築 ○保護者への助言・支援
- 教職員への提案・助言、研修の実施 ○スクールカウンセラーとの連携
- 各関係機関とのネットワークの構築

スクールカウンセラー (SC)



- ※教育センターに所属
- ※SSW4名(うち、2名は府費職員)が各小中学校を分担し、巡回

学校・教職員



連携・調整・情報共有

《役割》

- 教育相談の実施
- 児童生徒への相談対応や心理的ケア
- 教職員・保護者への助言・支援
- 教職員への研修の実施
- 関係機関との連携

- ※教育センター所属の教育相談員3名が各小学校にSCとして、月1回程度配置

- ※各中学校に府費SCを週1回配置



児童・生徒

